第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税の額をいう。）を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～９　略］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(6)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の(16)の欄の金額を記載すること。

［(5)　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(6)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の(16)の欄の金額を記載すること。

［(5)・(6)　略］

［５　略］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二二条の六の二・第二三条関係）

［様式　別紙二十八　挿入］

［第７号の３様式記載要領　略］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙三十　挿入］

第10号の３様式記載要領

１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

第六号の三様式（入力用）

［様式　別紙二十五　挿入］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～９　同左］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書（別表１）の(8)の欄の金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の(12)の欄の金額を記載すること。

［(5)　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書（別表１）の(8)の欄の金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の(12)の欄の金額を記載すること。

［(5)・(6)　同左］

［５　同左］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二二条の六の二・第二三条関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

［第７号の３様式記載要領　同左］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

第10号の３様式記載要領

１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33の２又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。